

2025年ジュニアカート選手権統一規則

※下線部分：変更箇所

2025年規則	2024年規則
<p align="center"><u>2025年ジュニアカート選手権統一規則</u> ジュニア、ジュニアカデット部門</p>	<p align="center"><u>2024年ジュニアカート選手権統一規則</u> ジュニア、ジュニアカデット部門</p>
<p>第1条～第8条（略）</p>	<p>第1条～第8条（略）</p>
<p>第9条 エントリーの受付</p> <p>1.（略）</p> <p>2. エントリーの受付時間 AM9：00～PM5：00</p> <p><u>2.（略）</u></p> <p><u>3. エントリーする際に必要なもの</u> 1）～5）（略） 6）車両<u>申請書</u></p>	<p>第9条 エントリーの受付</p> <p>1.（略）</p> <p><u>2. エントリーの受付時間</u> <u>AM9：00～PM5：00</u></p> <p><u>3.（略）</u></p> <p><u>4. エントリーする際に必要なもの</u> 1）～5）（略） 6）車両<u>申告書</u></p>
<p>第10条～第13条（略）</p>	<p>第10条～第13条（略）</p>
<p>第14条 エントリーの受理と拒否</p> <p>1. オーガナイザーは、<u>国内競技規則4-19に基づき参加申込の拒否を行うことができ、かつその行為をもって最終の決定とする。この場合エントリー・フィーおよび保険料は全額返還される。</u></p> <p>2.～3.（略）</p>	<p>第14条 エントリーの受理と拒否</p> <p>1. オーガナイザーは、<u>理由を示すことなくエントリーの受理を拒否することができる、かつその行為をもって最終の決定とする。この場合エントリー・フィーおよび保険料は全額返還される。</u></p> <p>2.～3.（略）</p>
<p>第15条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録</p> <p>競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。登録できる個数はオーガナイザーがJAFに申請し、JAFの承認を以て決定し、特別規則に示す。</p> <p><u>なお、上記と同様の手続きにより特別規則で認められた場合、登録し</u></p>	<p>第15条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録</p> <p>競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。<u>公式練習は登録したタイヤを使用すること。</u>登録できる個数はオーガナイザーがJAFに申請し、JAFの承認を以て決定し、特別規則に示す。</p>

た以外のタイヤを公式練習で使用することができる。

第16条 エンジン

1. ～2. (略)
3. 封印 (マーキング)
 - 1) ～2) (削除)
 - ~~3) 車検時においてマフラーの封印が1本のみ実施される。~~

3) 最初に行われる公式練習開始時刻前までは、技術委員長長の承認のもとにエンジンの封印解除、および再登録または再封印が認められる。

第17条 カート

1. ～2. (略)

3. ナンバープレートの色は次の通りとする

部門	ナンバープレートの色	文字の色
ジュニア	黄	黒
ジュニアカデット	黄	黒

4. ～12. (略)

第18条 ボディワーク

1. ジュニア部門：
「JAF国内カート競技車両規則」第9条に従った、CIK-FIA公認(2009-2021、2015-2021、2018-2021、2022-2024、2025-2027) サイドボックス、フロントパネル、リアプロテクションは、ステー等の公認部品を含み必備とする。

第19条～第23条 (略)

第24条 公式練習

「カート競技会運営に関する規定」第23条および第24条に基づき、公式練習を行う。公式練習の時間は、オーガナイザーがJAFに申

第16条 エンジン

1. ～2. (略)
3. 封印 (マーキング)
 - 1) ～2) (削除)
 - 3) 車検時においてマフラーの封印が1本のみ実施される。

4) 最初に行われる公式練習開始時刻前までは、技術委員長長の承認のもとにエンジンおよびマフラーの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。

第17条 カート

1. ～2. (略)

3. ナンバープレートの色は次の通りとする

部門	ナンバープレートの色	文字の色
ジュニア	黄	黒
ジュニアカデット	白	黒

4. ～12. (略)

第18条 ボディワーク

1. ジュニア部門：
「JAF国内カート競技車両規則」第9条に従った、CIK-FIA公認(2009-2021、2015-2021、2018-2021、2022-2024) サイドボックス、フロントパネル、リアプロテクションは、ステー等の公認部品を含み必備とする。

第19条～第23条 (略)

第24条 公式練習

「カート競技会運営に関する規定」第23条および第24条に基づき、最低10分間の公式練習を行う。但し、ピットアウトレススタートラ

請し、J A Fの承認を以て決定し、特別規則に示す。但し、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。

第25条 タイムトライアル

1. すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合はタイムトライアル失格とする。
2. タイムトライアルのグループ分け
 - 1) 出場台数が当該競技開催コースの最大出走台数の70% (小数点以下四捨五入) 以内の場合：
グループ分けはせずにタイムトライアルを行う。タイムトライアルの時間は、オーガナイザーがJ A Fに申請し、J A Fの承認を以て決定し、特別規則に示す。
 - 2) 出場台数が当該競技開催コースの最大出走台数の70% (小数点以下四捨五入) を超える場合：
 - ① 1グループの出走台数が最大出走台数の70% (小数点以下四捨五入) を超えず、かつ可能な限り同数となる複数のグループに分けられ、各グループタイムトライアルを行う。タイムトライアルの時間は、オーガナイザーがJ A Fに申請し、J A Fの承認を以て決定し、特別規則に示す。
 - ② (略)

3. ～6. (略)

第26条～第28条 (略)

第29条 スタート進行

スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条2.に基づくローリングスタートとし、次の事項が適用される。

1. スタートの合図は灯火信号によって行われる。

インを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。

第25条 タイムトライアル

1. すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合はタイムトライアル失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。
2. タイムトライアルのグループ分け
 - 1) 出場台数が当該競技開催コースの最大出走台数の70% (小数点以下四捨五入) 以内の場合：
グループ分けはせずに7分間のタイムトライアルを行う。
 - 2) 出場台数が当該競技開催コースの最大出走台数の70% (小数点以下四捨五入) を超える場合：
 - ① 1グループの出走台数が最大出走台数の70% (小数点以下四捨五入) を超えず、かつ可能な限り同数となる複数のグループに分けられ、各グループ7分間のタイムトライアルを行う。
 - ② (略)

3. ～6. (略)

第26条～第28条 (略)

第29条 スタート進行

スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条2.に基づくローリングスタートとし、次の事項が適用される。

1. スタートの合図は灯火信号によって行われる。
2. スタート進行はいかに従い行われる。

2. スタート進行はいかに従い行われる。

1) ～ 3) (略)

4) 「3min」ボードが示される時点で、ドライバーおよび当該ピット要員2名まで、オフィシャルを除くすべての者は当該エリアから離れなければならない。

5) ～ 8) (略)

3. ～ 12. (略)

第30条 その他競技に関する一般事項

1. ～ 7. (略)

8. 工具の持込みおよび工具を用いた修理等は、指定されたエリア（ピットおよびパドック）を除き、一切禁止される。但し、特別規則、公式通知またはブリーフィングで認められた場合はこの限りではない。

第31条～第35条 (略)

~~第36条 レース中のピット~~

~~レース中ピット要員は、自己のピットを離れてはならない。~~

第36条 車両保管

第37条 ペナルティ

1. ～ 6. (略)

<ペナルティの例>

(1) ～ (7) (略)

(8) エンジンがJAF封印（ワイヤー封印）されているカテゴリーにおいて、第2レース終了後に実施されるエンジン封印部分の再車検結果に基づくペナルティは、第1レースにも適用され、第1レースの正式結果は第2レースの正式結果と同時に発表される。なお、第1レース後に再車検実施の場合はこの限りではない。

1) ～ 3) (略)

4) 「3min」ボードが示される時点で、ドライバーおよび当該ピット要員1名、オフィシャルを除くすべての者は当該エリアから離れなければならない。

5) ～ 8) (略)

3. ～ 12. (略)

第30条 その他競技に関する一般事項

1. ～ 7. (略)

8. 工具の持込みおよび工具を用いた修理等は、指定されたエリア（ピットおよびパドック）を除き、一切禁止される。

第31条～第35条 (略)

第36条 レース中のピット

レース中ピット要員は、自己のピットを離れてはならない。

第37条 車両保管

第38条 ペナルティ

1. ～ 6. (略)

<ペナルティの例>

(1) ～ (7) (略)

(8) エンジンが封印されているカテゴリーにおいて、第2レース終了後に実施されるエンジン封印部分の再車検結果に基づくペナルティは、第1レースにも適用され、第1レースの正式結果は第2レースの正式結果と同時に発表される。

<p>(9) ~ (28) (略)</p> <p>第38条~第49条 (略)</p> <p>以上</p>	<p>(9) ~ (28) (略)</p> <p>第39条~第50条 (略)</p> <p>以上</p>
--	--